

1. 件名：福島第一原子力発電所における循環注水冷却・滞留水等に係る定例会
2. 日時：令和2年6月5日（金）10時35分～11時30分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
澁谷企画調査官、知見主任安全審査官、高松専門職、伊藤係長、市森係員、
高木技術参与
福島第一原子力規制事務所
松本原子力運転検査官（テレビ会議システムによる出席）
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所 担当5名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、資料に基づき、以下の説明があった。
 - プロセス主建屋（PMB）における水位計設置高さの相違について
 - ✓ 事象の概要
 - ◇ 設置当初から足場材パイプに固定していたPMBの水位監視用水位計（水位計1及び2）について、より安定して固定できるよう、壁サポートへの修理工事をそれぞれ本年2月20日及び5月27日に実施。
 - ◇ 水位計2の修理後の水位指示が修理前より約170mm低くなったが、修理後の設置高さが正しく、また検尺による水位と修理後の水位計の指示が同程度であることを確認。このことから、修理前の設置高さが間違っており、水位計2の水位指示が実際より約170mm高かったと考えている。
 - ◇ また、修理後の水位計1と2の水位指示の差が大きいため、水位計1の設置高さを確認したところ、間違っ約300mm低い位置に設置されており、水位計1の水位指示が実際より約300mm高いことを確認。
 - ✓ PMB水位計修理前後の水位トレンド評価について
 - ✓ PMB水位計1の設置高さの確認及び水位指示の評価について
 - ✓ 水位計設置高さの相違の原因について
 - ◇ 水位計2については、昨年1月に水位計の固定バンドを別の作業で誤って切断したため復旧したが、その際に設置高さがずれてしまった。
 - ◇ 水位計1については、現在原因調査中。
 - ✓ 対策と他系統の水位計について
 - ◇ 応急処置として、水位計1の設置高さの修理を実施予定。修理が完了するまで水位計1は水位監視から除外するが、水位計2で監視可能。
 - ◇ 他系統の水位計について、水位計測に設置高さが影響する投げ込み式水位計としてサブドレンピットと滞留水の水位計があるが、足場パイプ等に取り付けて設置高さに相違が生じやすい水位計はPMBの当該水位計のみ。
 - ✓ 水位指示変動に伴う影響について
 - ◇ 運転上の制限については、平成28年8月以降のPMB水位の最大指示値（T. P. 3, 700mm程度）が、PMB近傍のサブドレン水位の最小指示値（T. P. 6, 500mm程度）に対して十分余裕がある

ことを確認。

- ◇ PMB水位及び貯蔵量を記載している水処理週報（福島第一原子力発電所における高濃度の放射性物質を含むたまり水の貯蔵及び処理の状況について）への影響については現在確認中。

- 原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認するとともに、事象の発生原因の調査及び水処理週報への影響の確認ができ次第説明することを求めた。

6. その他

資料：

- 使用済燃料プール水質状況について
- 循環注水冷却スケジュール
- 使用済燃料プール対策スケジュール
- 燃料デブリ取り出し準備スケジュール
- 汚染水対策スケジュール
- 水処理設備の運転状況，運転計画（2020年5月29日～2020年6月11日）
- 福島第一原子力発電所の滞留水の水位について（2020年5月29日～2020年6月4日）
- プロセス主建屋 水位計設置高さの相違について